（その１）

収支報告書

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）	ぜいりしによるみやけしんごこうえんかい
1 政治団体の名称	税理士による三宅伸吾後援会
2 主たる事務所の所在地	香川県高松市内町１番１３号 日新内町ビル４階
3 代表者の氏名	西木　　敏明
4 会計責任者の氏名	寺竹　　委三
事務担当者の氏名	西木　　敏明
（電話）	087-811-3630
（電話）	
（電話）	

受付
29.3.31
香川県選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類（現職・候補者の別）	（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額			1,000	12
(前年からの繰越額)			1,000	04
(本年の収入額)				8
支 出 総 額				0
翌年への繰越額			1,000	12

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				
員 数				

2(1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円
(ア) 個 人 か ら の 寄 附				
(うち特定寄附)				
(イ) 法人その他の団体からの寄附				
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				
小計((ア)+(イ)+(ウ))				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
イ 政 党 匿 名 寄 附				
合 計(ア+イ)				

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9)を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	十億 百万 千 円	
この頁の小計		
1件10万円未満のもの	8	
合　　計	8	

1　その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当りの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

2　「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　3月　29日

政治団体の名称　税理士による三宅伸吾後援会

会計責任者の氏名　寺竹　　委三　寺竹

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)